## イエ ール大学バイネキ図書館所蔵 神護寺領丹波国吉富庄年貢散用状」

榎 原 雅 治

イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館(以下、バイネキ図書館) イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館(以下、バイネキ図書館) られた散用状と類似した散用状が貼り継がれている。 登録名は題箋に従ったものであるが、内容は明らかに神護寺領丹 いる。 登録名は題箋に従ったものであるが、内容は明らかに神護寺領丹 の日本イェール協会(YAJ)コレクションの中に「河内国下縄野并刑 の日本イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館(以下、バイネキ図書館)

と適切な書名になっている。YAJ本は米国に発送される前に装幀され である。題箋も史料編纂所本では YAJ本が布張の褾紙となっているのに対し、史料編纂所本は紙の褾紙 動の中で収集された可能性があるだろう。ただし装幀は両者で異なり、 経緯は不明であるが、史料編纂所本、YAJ本ともに黒板による選定活 料・書籍がイェール大学に送られた。他方、史料編纂所本の登録に至る 帝国大学の黒板勝美に依頼がなされ、 化に関する古典籍のコレクションである。史料の選定にあたっては東京 河貫一が一九一七年から一九一九年まで二度目の帰国をした際に、 たのであろうが、 のイェール大学卒業生たちに寄付を呼びかけて構築した日本の歴史・文 YAJコレクションは、 史料編纂所本はそれに遅れて命名と装幀を施されたも イェール大学で最初の日本人教員となった朝 「神護寺領丹波国吉富荘年貢算用状」 一九三四年、 一九四タイトルの史 日本

のと思われる。

推定することもできた。以下ではその考証過程と結果を紹介するもので 書集成』 その後、 料は錯簡と脱落が甚だしく、調査期間内に整序することはできなかった。 史料編纂所編『イェール大学所蔵日本関連資料 環として、バイネキ図書館の所蔵する日本関係史料の調査を行った。そ 関法人人間文化研究機構が実施した日本関連在外資料調査研究事業の一 簡を貼り継いだものであることが判明した。 容易となった。これによってYAJ本は四点の吉富庄の年貢散用状の断 所などの所蔵する吉富庄関係史料の全体とYAJ本と対照させることが おり、筆者は「河内国下縄野并刑部郷散用帳」も実見していたが、本中 に収録されている。この調査時にYAJコレクションの資料も調査して ○六年から一九○七年の初回の帰国時に収集した史料・写本)の目録が の成果として、同図書館の所蔵する日本文書コレクション(朝河の一九 史料編纂所では二〇一〇年度から二〇一五年度まで、大学共同利用機 二〇一七年に坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高雄山神護寺文 (思文閣出版、 以下、 『集成』) が刊行され、 また各料紙の本来の順序を 研究と目録』(勉誠出版 神護寺や史料編纂

吉富庄(現在の京都市左京区京北町と南丹市八木町の一部)の地は『和

定田数、 史料によれば、 史料では宇都は 覚の要望によって、 相当する。 変化はないこと、 貢散用状であることを明記した断簡が含まれるので、 り、上縄野・八代・刑部・熊田・志万一色・鳥羽預所方分のもの計 このほか中世史料には上縄野郷・下縄野郷・鳥羽村の所見がある(中世 源頼朝に帰し、 富庄が成立した。 名類聚抄国 も同一であること、 したものである。 宇津郷と神吉郷以外の年貢散用状がすでに確認されていることになる。 !の年貢散用状が収録されている。 、部の五郷を加えて後白河院御願の法華堂に寄進し、二郡にまたがる吉 |藤原成親の所領となった。 署判者は末尾だけでなく紙継目の裏にも花押を据えている。 表1は 本年貢高、 『集成』所収分の年貢散用状について、収納および勘定の年次、 郡 宇都郷は源義朝の 部 応永年間に至っても年貢散用状は郷ごとに作成されてお 頼朝から神護寺の文覚に寄進された(本庄)。 「宇津」、 複数で構成される署判者は同年であれば郷が異なって ここから、 平家滅亡後、 署判者の構成は毎年替わっていることがわかる。 定米高、 五郷も後白河院から神護寺に寄進された 北桑田郡宇頭 志摩は 同じ郷であれば年次による田数と年貢高 末尾の署判者 成親は宇都郷に神吉・八代・熊田・ 私領であったが、 宇都郷は源氏の旧領だった由緒により、 さらにYAJ本には下縄野と刑部の 「志万」と表記される)。『集成』 (字都) 郷と船 (納所代・寺家公文) 平治の 井郡刑部 吉富庄の諸郷のうち 乱後、 郷 後白河院近 Y A J 本 ついで文 志麻郷に を一 所収

表 1 『高雄山神護寺文書集成』所収の吉富庄関係年貢散用状

紙を継目署判の数と署判者によって分類すると次のようになる

署判署判

\_ \_ \_ \_ \_ 名 名 名

定紹別

第2~4

紙

第9~

17

(禅 押の)

不能

第 第 8 紙

(定紹

料紙を年次ごとに類別することはさほど難しくはない。YAJ本の各料

ほとんどの料紙の両端の裏に花押が確認できるので、

それぞれ

0

番号	郷	収納年	勘定年	定田	本年貢	定米	納所代	寺家公文	注進者	出典
434	上縄野	応永8	応永10	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	快詮	定紹 禅快	公文代	碓井
435	八代	応永8	応永10	24町9段35代	82石4斗8升5合	(後欠)	(後欠)	(後欠)	(後欠)	中野
437	刑部	応永12	応永13	109町8段20代	119石9升7合	79石4斗4升	賢清 定	紹 禅快 ※1	(後欠)	編纂所
438	(前欠)	(前欠)	応永13	(前欠)	(前欠)	129石8升2合 ※2	賢清	定紹 禅快	公文代	編纂所
439	上縄野	応永12	応永13	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	賢清	定紹 禅快	公文代	碓井
441	八代	応永13	応永14	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	(賢清)	懐詮 祐芸	高義	編纂所
443	八代	応永15	応永16	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清 堯詮	高義	編纂所
444	熊田	応永15	応永16	30町1段40代	99石4斗5合	89石2斗8升	快潤	賢清 堯詮	高義	編纂所
446	志万一色	応永16	_	2町8段15代	_	22石7斗6升	_	_	_	碓井
447	(前欠)	(前欠)	応永17	(前欠)	(前欠)	28石4斗8升7合7勺	(快潤)	祐詮 祐芸	親平	編纂所
448	八代	応永17	応永18	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗□升5合	快潤	賢清 宗政	高義	碓井
450	鳥羽預所方	応永18	_	6町1段45代	_	_	(後欠)	(後欠)	(後欠)	編纂所

※1は継目裏花押から判断した。 ※2は前欠部にあたるため、記載数値から算出した。

・納所代の() は花押を欠く。・番号446と450は他の散用状とは性格が異なる。

出典略称: 碓井(碓井小三郎氏所蔵文書)、中野(中野荘次氏所蔵文書)、編纂所(史料編纂所本)

e署判三名 d署判 二名 (禅快 定紹 賢清 快潤 第23紙 第5~7 第 25 ~ . 紙 第 18 ~ 22紙

のものと確定できよう。 は別表の応永一三年勘定分の署判者のものと一致しているので、 も一致する。

d群は年次を記した料紙を欠くが、 群については別表で示した『集成』所収分の年次と署判者の対応関係と 群には応永一八年の勘定であることを明記した料紙があり、このうち 各群の年次であるが、 b群には応永 一年、 c 群には応永一二年、 紙継目裏の三つの花押 この年 e

群に続くものと考えておく。 可能性が高い。継目裏判が一つだけであるのが不審であるが、 永十二年御地子大豆散用事」の次に応永十一年地子の未進の項があった 項に続けて「同応永十一年御米未進事」の項が立てられているので、 う文字と酷似している。また、 収 一三年勘定分であるd群第19紙の「応永十二年御地子大豆散用事」とい 納・一三年勘定分の一部のはずである。 a 群には 「応永十一年御地子未進分事」と記されるので、 d群では「恒成名御米」の運上に関する 筆跡や文字の大きさは、 応永 a 群は 応永 応

ような部分で構成されているが、 とに『集成』 冒頭の1紙である
b群を除き、どの郷の散用状であるかも明記されない。 簡や脱落があることは確実で、 類似の記述内容を持っている。 c 紙継目の左右で花押の据えられた高さがずれている場合も多く、 群は紙継目の左右での花押のずれがとりわけ甚だしいが、 (上によって各料紙がどの年次の年貢散用状であるかは特定できた 四三八・丹波国吉富庄某郷算用状 料紙の順序は検討が必要である。 一つ書きに注目してc群を整理すると 『集成』 』四三八は一つ書き形式の左の (前欠) (史料編纂所本) 幸いなこ また、

> 紙番号は( )内に記した。 両者はほぼ対応する記載形式となっていることが判明する。 c群の各料

- 前欠部分 (第 12 · 13 14 紙
- 2 同郷未進 (第2・3
- (3) 神殿新溝御検知元亨河成立帰并新田等御米散用 (第 3 4 紙
- 4 同郷未進 (第4紙

(5)

(6) 同郷未進 (第11紙

同鄉康安元年并貞治六両度注進田代御米散用

(第 4

11

紙

- (7) 同郷内奥露原田代御米散用 (第9 紙
- 8 同郷未進 (第10紙
- (9) 同郷地子散用 (第 10 ・ 15
- (10) 同鄉御地子未進 (第16紙

神殿并新溝下御検知元亨河成立帰御

地 子

散

用

16

(12) 同郷未進 (第16紙 (11)

- (13) 同奥露原御地子散用 欠
- (14) 同御地子未進 (第17紙

15

奥付

(第17紙

状は、 裁許状 まれる。 北町弓槻に 部分が欠けているため、これがどの郷の散用状であるかは即断できない 定分の散用状であることが判明する。 "集成』では「某郷」としているのだが、特定のための手がかりはある。 まず③①に見える「神殿」という地名である。 これによってc群と四三八は同じ郷の応永一二年勘定分と同 吉富庄内「宇津永野」の百姓が、同じ吉富庄内神吉村の百姓が (東京大学文学部所蔵長福寺文書四)にも見えている。 また⑦⑬に見える「奥露原」という地名は、『集成』三〇八·某 「神殿垣内」という小字があるが、弓槻は宇津郷の範囲に含いいのです。 ただし、 四三八でもc群でも冒頭 現在の京都市左京区京 この裁許

露原・ 散用状であると結論づけることができる。 畑谷不作分」が挙げられている。この記述から四三八は下縄野郷と接す 宇津郷への帰属が認められたことが判明する。 地を宇津郷に付すことを命じた裁許状である。これによって奥露原が宇 とを訴えたのに対し、 るので、 る郷の散用状であると推定できるが、 未進分に関する注記が列記されているが、その中に「下縄野出作分并加 が論所だったのであろう。さらに『集成』 市八木町神吉の中間の細野地区に 「河がばた :郷と神吉郷の境界部にあること、そして、この裁許の結果、 岡尻・ の小字がある。 字津郷とは確かに隣接している。 杉本三ヶ所田畠并山野等」に乱入して濫妨を働いているこ (朝廷が) 以上から、四三八と

に群は、 宇津郷側の主張を認め、 「長野」の小字があるので、 下縄野郷は京北町周山地区にあた 四三八に貼られた附紙には、 また周山地区南部の谷には 現在、 京北町宇津と南丹 いずれも宇津郷の 奥露原以 奥露原の その付近 行の

あろう。

いるので、第2紙以下も刑部郷の散用状であることは確実である。の「三郎丸」「吉安名」「福珎名」「恒成」などの名は第23紙にも見えていはない。第23紙と第25紙の裏花押は符合しないが、第25紙以下に見えいる。第25紙以下の継目裏花押は継目の左右で符合し、料紙の順序に疑いるので、第25紙以下の継目裏花押は継目の左右で符合し、料紙の順序に疑いるので、第25紙以下の継目裏花押は継目の左右で符合し、料紙の順序に疑いるので、第25紙以下の継目裏花押は継目の左右で符合し、料紙の順序に疑いるので、第25紙以下も刑部郷の散用状であることは確実である。

文 丸名」と見える。 国守護代小林国範請文 群第7紙に見える「土々井」は 文代「本玉」はd群第7紙・第18紙・第19紙にも登場している。 左右で符合しないが、 (尊経閣古文書纂)には、吉富新庄刑部郷は 群は冒頭と末尾を欠く上に、 「山室」 「恒成名」 さらに 参考となるのは右述のe群である。e群に見える (岡谷惣介氏所蔵文書) [集成] 「福珎名」などの地名や、 『集成』三四八・貞和二年二月七日丹波 二三八・正安三年七月] 第19~22紙以外は継目裏花押も継目の に 「五箇庄内河内村」 「刑部郷内土々井三郎 散用状注進者の公 三日安藤蓮聖 また d

住桐野河内村のうちの下ノ河内村(現在の南丹市園部町高屋)のことで散用状であることが確実である。なお「河内村」とは足利家御料所五箇る用水の井料のことであろう。これらからd群もe群と同じく刑部郷の井料に関する記述が続く。これが二三八で河内村から引いているとされとを約す文言が記されているが、d群第7紙には「河内春井料」以下、水を得ているため、井料として毎年米十五石を河内村地頭方に納めるこ

対し、 るが、 れはd群が四三七の後欠部分にあたることを示しているだろう。 度の畠地子の散用などが記され、 すると、 れている。したがってd群と四三七の関係が問題となるが、 なお、 d群には 当年度の 所済分、 『集成』には同年の刑部郷年貢散用状 四三七は惣田数や定まった除分などを記した冒頭部であるのに このd群は継目裏花押から応永一三年勘定分であると推定でき 別納地の散用、 両者の記述に重複する事項はない。 (四三七)がすでに収録さ 前年度の未進分、 両者を比

だ吉富庄散用状の一覧を表2として提示しておく。は「神護寺領丹波国吉富庄散用状」とする。なお、YAJ本も組み込ん的な様式に照らして不自然でない順序として、以下に紹介する。史料名的な様式に照らして不自然でない順序として、以下に紹介する。史料名以上より、YAJ本の各料紙の年次と記述された郷が判明したことに以上より、YAJ本の各料紙の年次と記述された郷が判明したことに

番号	郷	収納年	勘定年	定田	本年貢	定米	納所代	寺家:	公文	出典
434	上縄野	応永8	応永10	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	快詮	定紹	禅快	碓井
435	八代	応永8	応永10	24町9段35代	82石4斗8升5合	(後欠)	(後欠)	(後欠	:)	中野
YAJ-b	下縄野	応永10	応永11	9町7段25代18歩		(後欠)	(後欠)	(後欠	:)	YAJ
YAJ-c	宇津	(前欠)	応永12	(前欠)	(前欠)	129石1斗	禅快	定紹	禅快	YAJ
437/ YAJ-d,a	刑部	応永12	応永13	109町8段20代	119石9升7合	87石6斗7升2合	賢清	定紹	禅快	編纂所・ YAJ
438	宇津	(前欠)	応永13	(前欠)	(前欠)	129石8升2合	賢清	定紹	禅快	編纂所
439	上縄野	応永12	応永13	29町4段25代	109石2斗	100石9斗7升	賢清	定紹	禅快	碓井
441	八代	応永13	応永14	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	(賢清)	懐詮	祐芸	編纂所
443	八代	応永15	応永16	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清	堯詮	編纂所
444	熊田	応永15	応永16	30町1段40代	99石2斗5合	89石2斗8升	快潤	賢清	堯詮	編纂所
446	志万一色	応永16	_	2町8段15代	_	22石7斗6升	_	_	-	碓井
447	(前欠)	(前欠)	応永17	(前欠)	(前欠)	28石4斗8升7合7勺	(快潤)	祐詮	祐芸	編纂所
448	八代	応永17	応永18	24町9段35代	82石4斗8升5合	74石9斗5升5合	快潤	賢清	宗政	碓井
YAJ-e	刑部	応永17	応永18	109町8段20代	119石9升7合		快潤	賢清	宗政	YAJ
450	鳥羽預所方	応永18	_	6町1段45代	_		(後欠)	(後欠		編纂所

出典略称:碓井(碓井小三郎氏所蔵文書)、中野(中野荘次氏所蔵文書)、YAJ(YAJ本)、編纂所(史料編纂所本)

6

5

二〇一七年)。 近藤成一・甚野尚志編 中村治子 「朝河貫一とイェール大学日本語コレクション」(海老澤衷

『朝河貫一と日欧中世史研究』、 吉川弘文館

(2)『集成』二一・元暦元年五月十九日後白河院庁下文、同二七・元暦二年 正月十九日文覚四十五箇条起請文。

(3)『集成』は四三八の寺家公文の一人を「経勝」とするが「禅快」、

の公文代を「高成」とするが「高義」、

が「親平」、四四八の公文代を「高井」とするが「高義」、継目裏の花畑

(4)真継家所蔵「丹波国吉富荘絵図写」(東京大学史料編纂所編『日本荘園 が描かれているが、「湯釈宮」は 絵図聚影 近畿三』)には、「宇津」と記された領域の東端部に「湯釈宮 主を「祐芸」「祐詮」とするが「宗政」「賢清」「快潤」がそれぞれ正しい 「湯槻宮」の誤写であろう。

厳密を期せば、 第5紙と第6紙に記された所済項には刑部郷との関連を

の二紙だけがその他の郷の散用状の一部として残された可能性は低い。 紙を挿入する余地はない。その他の郷の散用状は見つかっておらず、こ 同じ年次で現存する宇津郷と上縄野郷の所済項は完結しており、この一 告二〇一三—四 示す文言はなく、 五箇庄と桐野河内村の関係については『東京大学史料編纂所研究成果報 丹波大谷村佐々木文書」 同じ年次の他の郷の断簡である可能性は残る。しかし 解題 (榎原雅治執筆)

注

 $\widehat{1}$ 

四四七の公文代を「雑掌」とする

四四三

## 凡 例

翻刻にあたっては次のような原則によった。

- 漢字は、基本的に常用字体を用い、正字は常用字体に改めた。
- 本文には、 読点および並列点を適宜加えた。
- 欠損文字は字数を推算して□で示した。
- 料紙の終了箇所に」を付し、現状の料紙番号を()内に示した。

同一文書内で料紙の欠落があると思われる箇所には破線を入れた。

朱筆は 『 』で示した。また合点はすべて朱筆である。

「河内国下縄野村<sup>并</sup>刑部郷散用帳<sub>.</sub> 題箋)

# 丹波国吉富庄下縄野村応永十年分年貢等散用状

「下縄野村散用状応永十年※方」(端裏書)

動定 応永十一年甲八月廿九日

注進 下縄野村応永十年御年貢散用事

定田玖町柒段廿五代十八歩内

応永八年・九年不作田

壱町壱段伍代内 柒段廿代十八歩同十年現作《段廿代十八歩三十六升代

残伍段卅代 当不作

同十年不作田事

欠○下

同九年皆河成事

柒段十八步

(第1紙)

壱石陸斗壱合

参斗弐升 弐石玖斗壱升 参石伍斗柒升 参斗捌升捌合 弐石玖斗壱升 参斗捌升捌合 参斗捌升捌合 壱石参斗伍升捌合 陸斗玖升玖合 陸斗玖升玖合

弐石陸斗弐升柒合

一月十四日

一月十三日

欠〇 前

定御米佰弐拾玖石壱斗□

所済

□伍升

陸斗玖升玖合

八月十二日

八月十二日

陸斗玖升玖合

陸斗玖升玖合

九月五日 九月五日

陸斗玖升玖合

九月十九日 九月十九日

壱石参斗伍升捌合

壱石参斗伍升捌合 壱石参斗伍升捌合

十月十五 十月四日

日

十月廿四 十月十五 日 日

十月廿五日 十月廿四日

十月廿七日

十一月三日 一月一日

十 一月四日 一月四日

一月十三日

十

一月五日

(第12紙

集 弐 玖 壱 陸 壱 弐 伍 参 参 参 参 参 参 数 5 数 5 数 5 数 5 数 5 数 5 数 5	( 参 ) 柒 ( 壱 ) 参 ( 参 ) 等 ( 参 ) 等 ( 参 ) 等 ( 参 ) 并 别 升 别 升 排 升 抽 升 别 升 抽 升 加 升 抽 合 合 由 合 由 合 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自
十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	
(第 13 紙	
一	
<ul> <li></li></ul>	十二月十一日 十二月十一日 十二月十二日 十二月十二日 十二月十四日
(第 2 紙	) 第 14 紙

神殿新溝御検知元亭河成立帰并新田等御米散用事『已上寺庫納陸石肆斗参升弐合』 同郷未進柒拾石柒斗捌升四合七夕 参斗代 肆斗伍升代 同郷康安元年并貞治六両度注進田代御米散用事 参斗代 柒斗柒升陸合 参石参斗玖升陸合 壱石壱斗玖升 肆斗伍升代 参斗捌升捌合 除 弐石参斗弐升捌合『寺庫納』 所済 『已上寺庫納肆石伍斗陸升 所済 定御米 合定田壱町伍段参拾伍代拾捌歩内 都合未進柒拾肆石捌斗弐升九合七夕』 合定田弐町玖段参拾伍代内 当年未進参石四合五夕 并御米玖石柒斗玖升伍合 当年未進肆石四升五合 、御米伍石参斗参升弐合伍夕内 伍段肆拾伍代 弐町参段肆拾代 肆段拾捌歩 捌石陸斗伍合內 壱町壱段参拾伍代 例\ 免 『未済 十一月十一日 分米柒石壱斗肆升 分米弐石肆斗伍升伍合 分米参石伍斗壱升 分米壱石捌斗弐升弐合伍夕 十一月十一日 十一月十一日 十一月十日 (第4紙 (第3紙 弐斗肆升伍合 弐石弐斗伍升玖合 弐升玖合 同鄉未進佰肆拾参石肆斗参升七合 壱石肆斗肆升玖合 壱石陸斗伍升 除 同郷内奥露原田代御米散用事 同鄉未進陸拾陸石肆斗捌升壱合五夕 参斗弐合 壱斗壱升玖合 壱石玖斗肆升 弐斗陸升肆合 同鄉御地子散用事 壱石柒升肆合 所済 所済 都合未進陸拾玖石肆斗捌升陸合 合定畠肆拾弐町肆段肆拾代 合参斗代 参町参段 都合未進佰肆拾玖石壱斗陸升五合』 已上寺庫納弐石五斗弐升弐合 当年未進伍石柒斗弐升八合 定御米捌石弐斗伍升内 例\ 免 分米玖石玖斗内 『未済 未済 分地子弐拾壱石弐斗肆升内 同十八日 十一月十一日 十一月十日 十一月十六日 十一月廿四日 十一月十九日 十一月十八日 十一月十四日 十二月五日 (第9紙 (第11紙

所済	合得畠壱町伍段弐拾伍代 分地子柒斗柒升伍合内一神殿并新溝下御検知元亭河成立帰御地子散用事	「亨」  『未済』	一同御地子未進肆佰玖拾柒石壱斗四升七合六夕	都合未進伍佰拾石伍斗五升八合六夕』	当年未進拾参石肆斗壱升壱合	『 已上寺庫納柒石捌斗弐升玖合	参斗玖合 七月二日	売升弐合 およれ 十二月十二日	肆斗弐升	伍升捌合 十二月十一日	肆升弐合十二月十一日	<b>壱斗参升捌合</b> 十二月七日	柒升陸合 十二月五日	弐 <u>十</u> 壱升陸合 十二月五日	参斗玖升陸合 十二月三日	捌升捌合 十一月卅日	陸斗捌升肆合 十一月廿九日	参斗 <b>壱</b> 升参合 十一月廿九日	捌升壱合 十一月廿九日	<b>壱升捌合</b> 十一月廿八日	<b>壱升弐合</b> 十一月廿八日	弐 <u>斗</u> 肆合 十一月廿六日	弐斗 十一月廿五日
	,			」(第15紙)																			」(第 10 紙)
四斗六升六合		○各紙継目裏に禅快と定紹の花押がある。	応永十二年卯月廿二日	右太概注進如件、	寺家公文所	寺家公文所	ΛI.	『応永十二年卯月廿二日	『未済』	同未進陸斗弐升三合八人	当年未進捌斗参升六合八夕』	『已上寺庫納 伍斗池	二八斗	. 一( 斗	七升九合二夕	三升三合	運上分			一同郷未進 拾伍石柒斗肆升参合	都合未進拾陸石壱斗陸升五合』	『 当年未進肆斗弐升弐合	参斗伍升弐合『寺庫納』
十一月廿一日	丹波国吉富新庄刑部郷応永十二年分年貢等散用状	こ定紹の花押がある。	百	公文代 (花押)			納所代禅快(花押)	一日 勘定之畢		少。応永十年分	八合八夕	伍斗柒升参合二夕	十二月廿七日	十二月廿三日	十二月十五日	十二月四日			『未済』	<sup>坪</sup> 升参合	座升五合]	<b>六合</b>	十一月廿二日
			」(第17紙)															٠	」(第16紙)				

此分御代官各別
之間、
散用状別在之、

六斗六升	六八斗	運上分	残御米 卅四石七斗四升	三石	十四石三斗一升	除
-月十八日	-月八日			文方雑免壱町新	路名四町七反卅五代新	
九石五斗四升   廿町	除	定畠 捌拾柒町五反十代	合	一応永十二年御地子大豆散用		『此分御代官各別之間、散

十月廿一日 十月十八日

定残御地子

卅四石二斗二升

又加

廿町方御地子

十月廿二日 十月廿二日

十月廿二日

十月廿六日

并御地子 卅五石三升 福珎名不作分 一町

一町六反十代 分地子八斗一升

二人 八 斗

一斗七升 一石一斗

一石

十月廿九日 十月廿八日

十月卅日

十一月八日 十一月一日

四斗二升四合

(第18紙

運上分

一斗八升五合

六( 升

五斗五升 一( 斗

> 十一月十三日 十一月十三日

六(四) 斗 斗 五 升

五升五合

十

一月十三日 一月十三日 一月十三日 一月十三日

同福珎名

四町七反卅五代新

合

壱町六反十代島成

廿\ 河 成

二反新兵衛尉給分

已上壱町八反卅代

残定田

弐町九反五代 分米八石七斗三升

同応永十一年御米未進事

『未済』

二斗七升五合

一月十四日 一月十四日 一月十四日 一月十三日

一月十三日

十一月十三日

十一月十七日

十月廿日

(第 19

十一月十八日 十一月廿五 十一月廿四 十一月廿四日 十一月廿四 十一月廿四日 十一月廿四日 十一月廿四日 十一月廿二日 十一月廿一日 十一月廿日 十一月廿日 十一月廿日 十一月十六日 十一月廿四 十一月十九 十一月十八 十一月十八 十一月十七 十一月十六 十一月十五 月廿五 月廿七日 月廿八日 月 十四 Ħ H Н  $\mathbf{H}$ H

(第20紙

十二月四日 十 十 十 月 月 卅 日 日 十二月五日 十二月三日 十二月九日 十二月六日 二月十五日 十一月十五日 十二月廿七日 十二月廿二日 十二月廿四日 十二月廿一日 十二月十九日 十二月十日 十二月九日 十二月三日 十二月三日 十二月三日 十一月卅日 月卅 月廿 八日 日

(第21紙)

住 刑畜	○下 合 合 有	一次水十一年即也子卡生	二(二) 半	\ 五\ 二\ 升 四升七合	七\ 五\ 五\ 五 升 升 升 五 合	Il 三l 一l 升 斗	、一\ 五\ 斗 升 五 升	七\一\一\五 升 斗 斗 升 五 五 合 升	).
<ul><li>進 刑部郷御得分物庄方御米散用事部郷預所□散用状応永十七年分年貢等散用状序。</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十八年八月廿五日勘定了、』</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等散用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年分年貢等財用状内</li><li>『応永十七年月日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本</li></ul>	(分里)	目裏に禅快・定紹	十一月廿一日	十二月十四日	壬六月廿三日	六月廿八日	六月廿四日	六月廿二日 六月廿二日 二月十四日	
	 (第 8 紙)	· 賢清の花押がある。	」(第 22 紙)						
二(一(八)六(八)八八八十五十二十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十	除	三石二斗 八五五斗二升九合	五石五斗一升二合	残御米 卌三石五斗八升四十五石五斗二升 三郎	养百廿三石二斗七合内 除		巴上分米 百十九石九升七合於原來 残田 八拾町六段卌代内新五十六丁九反七代半	サカ町一段卅代内香七町三屋世 惣田数 百九町八段廿代内香 窓 田数 百九町八段廿代内香	
武地州代分 蓝地州代分 本文方雜免「町新安威方知行分 公文方雜免「町新安威方知行分 公文方雜免「町新安威方知行分 公文方雜免「町新安威方知行分	四升九合	小佃八名分名別四十宛定福珎名交分四丁七反世代新	吉安名交分三丁五反卅五代分恒成,真得等交分十丁四反卅五代分	合丸 …	」(第23紙)	二十歩新 本米、井料方へ	<b> 十六丁九反七代半</b> 十六丁九反七代半 十二丁七反卅二代半	段卅代内香生町二原廿五代三郎丸重蔵「雷弥等分百九町八段廿代内新七十五丁八反十二代半「大安世元代内新七十五丁八反十二代半「大安世代内本州四丁七代半	

三斗一升四合 定残御米 一斗三升 六升九合 三斗二升 一斗五升 「玖石六斗九升六合 陸石五斗二升九合 参斗二升四合 四斗六升九合五夕 壱石五斗 弐斗弐升 陸斗九升五合 壱斗六升一合 参斗一升一合 参石一斗四合 肆石二斗一升一合 伍石三斗七升四合 又加 『已上寺庫納弐拾三石一斗七升三合 又此外 已上六石一斗一合 巴上寺庫納廿二石二斗八升一合除交分款、 六十七石八斗四升八合内 除交分定 恒成・真得名交分三合米 小佃米 恒成交分 福珎名四丁七反廿代交分 吉安出田方交分本二反分 六斗代等交分 吉安交分 吉安三反十御免給分 勝音給分 六斗代小佃等三合米 三郎丸三合米 吉安三合米 同真得河成冊大本枚田十三坪 瓦尻東荒野分世代新 竹原庄司分 下司脇帰之、 恒成廿五新 真得名二反十十六十三坪国方押領欤 宮修理田交分 集田卅五代内 荒野分 東方 (第26紙 (第25紙 弐斗 肆斗二升八合 参石三斗五升 同三郎丸預所方御地子事 当年未進 右太概注進如件、 肆石玖斗九升 四石四斗八升 壱斗四升八合 陸石六斗四升九合 并伍拾伍石六斗六升三合五夕 又未進御米 ○各紙継目裏に宗政、賢清、 応永十八年八月廿五日 已上寺庫納伍石四斗一升八合 応永十八年八月廿五日勘定了、 已上寺庫納拾四石·八斗二升七合 (×七) 大麦三郎丸方夏地子同 拾弐石壱斗八升四合五夕』 寺家公文所 賢清 寺家公文所 宗政 恒成方未進分除交分定 預所方未進分 納所代快潤 預所方分寺庫納 恒成預所方地子同 三郎丸方分寺庫納 大谷一色百姓名一色分 快潤の花押がある。 本玉(花押 (花押) (花押) (花押 (第27紙 (第28紙

已上拾石弐斗九合五夕